

標記については、調達価格等算定委員会運営規程（平成24年3月6日
調達価格等算定委員会決定）第3条の規定に基づき、原則として、以下の
とおりとする。

1. 傍聴は、委員会の運営に支障を来さない範囲において認める。
2. 審議中の取材を認める。
3. 配布資料は、公開する。
4. 議事要旨は委員会終了後3日以内に作成し、公開する。
5. 議事録は委員会終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
6. 委員会の開催日程は事前に経済産業省ホームページで公表する。
7. 以上に関わらず、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると委員会が認めるときは、会議を非公開とすることができる。ただし、その場合も、委員長及び委員長代理が審議内容について会議後説明を行うとともに、議事要旨を公開するものとする。